

航海情報記録装置の新性能基準に関する事項

改正規則等

安全設備規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO 第 81 回海上安全委員会 (MSC81) において、決議 MSC.214(81)が採択され、2008 年 6 月 1 日以降に船舶に搭載される航海情報記録装置 (VDR) 及び簡易型航海情報記録装置 (S-VDR) は、新しい性能基準に適合しなければならないこととなった。

今般、決議 MSC.214(81)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

航海情報記録データのダウンロード及び再生装置に関する性能要件を追加した。